

「育児疲れて体調がすぐれない」「気分が落ち込む」「家族の手助けがない」などお困りごとはありませんか？

産後のお母さんの身体と心の回復を促し、安心して子育てができるように、宿泊または日帰り、訪問で助産師等のケアや相談を受けられます。

お母さんへの心と身体のケアや授乳・乳房ケア、
育児についての具体的な指導及び相談 などが受けられます

【利用できる人】

町内に住所がある、産後 1 年未満のお母さんと赤ちゃん

※お母さんか赤ちゃんのいずれかが感染症に罹っている、または

心身の不調や疾患があり医療的行為が必要な場合は利用できないことがあります。



【利用できる施設と種類】 ※ 施設によって受け入れ可能な月齢が異なります。

施設名	住所	宿泊型		日帰り型		訪問型
		産後 4 か月 未満	産後 1 年 未満	産後 4 か月 未満	産後 1 年 未満	産後 1 年 未満
富田産婦人科	朝倉市甘木 1979-8 0946-22-2234	○	—	○	—	—
さとう産婦人科	小郡市津古 1210 0942-75-5366	○	—	○	—	—
深川レディースクリニック	久留米市田主丸町田主丸 1-28 0943-72-1122	○	—	○	—	—
助産院 こっばら〜っと・はしもと	久留米市国分町 178 090-7813-0688	○	—	○	—	—
いづみレディースクリニック (※出産した人に限る)	久留米市新合川町 2 丁目8-33 0942-45-2300	○※1	—	○※1	—	—
清心乳児園	大刀洗町山隈 377 0942-77-3132	○	○	○	○	—
永川産婦人科医院	筑紫野市紫 1 丁目 25-5 092-922-3164	○※1	—	○※1	—	—
月はな助産院	小郡市三沢 4451-1 090-6035-0275	—	—	○	○	○
ひなた 日向ぼっこ	筑前町東小田 0946-42-0572	—	—	—	—	○

※1 (いづみレディースクリニック)・(永川産婦人科医院) …産後3か月未満まで利用できます。



【申請書提出・問合せ先】

筑前町役場 こども課 母子保健係

筑前町篠隈373番地 コスモスプラザ 2階

TEL 0946-42-6653(直通) FAX 0946-42-2011

利用方法など詳しくは裏面をごらんください ⇒

【利用料金】 令和6年度から特例により利用料金を軽減しています。() 軽減前の金額を表記しています。

サービスの種別・利用時間		町民税課税世帯	町民税非課税 生活保護世帯	利用できる日数
宿泊型(24時間) 昼・夕・朝食の3食付		1,050円(4,800円)	100円(1,000円)	通算7日以内 (1回あたり宿泊型を1日、日帰り型を0.5日、 訪問型を0.25日として計算する。) ※日帰り型は通算3.5日を上限とする。
10時～翌10時まで	多胎児加算	0円(2,400円)	0円(500円)	
日帰り型(6時間) 昼食付		500円(2,000円)	0円(300円)	
10時～16時まで	多胎児加算	0円(1,000円)	0円(150円)	
訪問型(1回3時間程度) ※家事援助ではありません		250円(1,000円)	0円(200円)	
9時～17時までのうち、	多胎児加算	0円(500円)	0円(100円)	

【利用までの流れ】

妊娠中に事前に申請しておくことができます。
申請書・委任状は町(こども課)と産後ケア実施施設にあります。また、町ホームページからダウンロードもできます。

① 利用申込	利用を希望する場合は、 原則10日前まで に町(こども課)に申請書を提出してください。 事前に申請書を提出している方は提出の必要はありません。	
	【申請時に持参する書類】 ☐ 母子健康手帳 ☐ 本人確認書類(運転免許証、健康保険証など) ☐ 同一世帯以外の方が申請する場合は委任状 ※ 課税状況を証明する書類が必要な場合があります。	
② 日程調整	宿泊型 日帰り型	町(こども課)に利用予定日をご連絡ください。 町が利用施設と日程を調整し、利用日をご連絡します。
	訪問型	利用者が直接、利用先と日程調整してください。 決定した利用日を町(こども課 ☎ 0946-42-6653)に報告してください。
③ 利用決定	利用日決定後、ご自宅に「産後ケア利用承認通知書」が届きます。	
	【利用内容の変更や中止をする場合】 利用日の2日前まで に「町(こども課)」と「利用施設」に連絡してください。 利用日の2日前までに連絡せずに利用がなかった場合は、キャンセル料として利用料全額を施設にお支払いいただきます。	
④ 産後ケアの利用	利用料は利用施設に直接お支払いください。利用に際して発生する食費、寝具、光熱水費、消毒、洗濯以外の必要経費については別途、自己負担となります。 利用中は施設のルール、指示をお守りください。 施設により準備するものが異なりますので利用施設へ事前に確認してください。	
	【利用日に持参するもの】 ☐ 産後ケア利用承認通知書 ☐ 母子健康手帳 ☐ 健康保険証(母と子) ☐ こども医療証 ☐ その他(施設により準備するものが異なります)	